

県民活動促進基本計画検討委員会の再開について（案）

平成15年3月に策定した県民活動促進基本計画に沿って、今後推進していくべき施策のうち、重要なものについては審議会の意見を求めながら進めていく必要があるが、迅速に対応すべき課題や複数回の審議が必要な課題については、審議会の中に小委員会を設けて審議する方が効率的、効果的な検討が図れると考えられる。

そのため、14年度に設置した県民活動促進基本計画検討委員会を再開する。

なお、検討委員会で検討された事項は審議会委員全員に通知し、次回全体会議で報告するとともに、特に重要な案件については、全体会議で審議の上、決定する。

1 県民活動促進基本計画検討委員会設置要綱の改正

(1) 委員会名称について

- ・基本計画に沿った施策の推進について審議する場であること、また審議内容によっては、基本計画の見直しにつながる場合もありうることから名称は「県民活動促進基本計画検討委員会」のままとし、要綱の一部改正で対応する。

(2) 主な変更点

- ・(第2条) 基本計画の策定について 基本計画の円滑な推進について
- ・(第3条) 基本計画の策定に関し 基本計画に関し
- ・(第5条) 任期を来年5月末(現審議会委員任期)に延長する。
- ・(第6条) 検討事項によっては、委員会委員以外の者にも出席を依頼する必要がある場合も想定されるため、第5項を要綱に追加する。

2 県民活動促進基本計画検討委員会の設置期間、委員等

(1) 県民活動促進基本計画の計画期間中は継続して設置する。

(2) 委員については、原則として当初からの委員を継続するが、委員1名から辞退の意向がある。 新たな委員1名を任命したい。

(3) 開催は必要に応じ随時であるが、本年度は2～3回程度を予定。

3 検討課題(例)

(1) 県民活動支援センターの今後の方向性(機能、市町村のセンターとの関係、設置運営方法の検討など)

(2) 協働の推進(ガイドラインの策定など)

(3) その他(インターンシップ制度やマッチングギフト方式の研究・検討など)

山口県県民活動促進基本計画検討委員会設置要綱（改正案）

（名称）

第1条 この委員会は、「山口県県民活動促進基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）」という。

（設置）

第2条 委員会は、「山口県県民活動審議会（以下「審議会」という。）規則（平成14年山口県規則第8号）」第6条の規定に基づき、山口県県民活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定~~の策定~~**円滑な推進**について、迅速かつ効果的な審議を行うため、山口県県民活動審議会に設置する。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）基本計画の内容に関し意見を述べること。
- （2）基本計画の円滑な実行を推進するための方策について意見を述べること。
- （3）その他、基本計画~~の策定~~に関し必要な事項について意見を述べること。

（委員）

第4条 委員会の委員は、審議会委員の中から審議会会長が指名する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、平成~~15~~**16**年~~3~~**5**月31日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、第1項の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。**

（事務局）

第7条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、環境生活部県民生活課内に置き、委員会の庶務を行う。

(審議会への報告)

第8条 会議で審議した事項及びその他必要な事項については、可及的速やかに審議会委員全員に通知するとともに、審議会の会議で報告する。

2 前項の通知及び報告は、委員長の命を受け、事務局が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年6月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年 月 日から施行する。